

第 104 号議案

豊後大野市まちづくり基本条例の一部改正について

豊後大野市まちづくり基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

豊後大野市まちづくり基本条例第 35 条に基づく同条例の規定の検証等に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

豊後大野市まちづくり基本条例（平成 24 年豊後大野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

前文中「自治体運営」を「自治体経営」に改める。

第 10 条中「協力とにより」を「協力により」に改める。

第 12 条中「責任とを」を「責任を」に改める。

第 19 条第 1 項中「自治体運営」を「自治体経営」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。